

平成27年度 高年齢者雇用開発コンテスト実施要綱

1 目的

高年齢者雇用開発コンテストは、高年齢者が長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を職場で有効に活かすため、企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、優秀事例について表彰を行うことで、優秀企業の改善事例と実際に働く高年齢者の働き方を国民及び企業等に広く周知することにより、雇用環境の整備に係る企業の具体的な取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的として実施する。

2 主催

厚生労働省

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

3 募集内容

いつまでも働きたいと希望する高年齢者が、年齢にかかわりなく生涯現役でいきいきと働くことができるようとするため、各企業が行った雇用管理や職場環境の改善に係る創意工夫の事例を募集する。創意工夫の具体的な例示として、以下を参考にされたい。

- ① 制度面：人事・賃金管理等制度に関する改善（定年制の廃止や定年年齢の引上げ、再雇用制度のメニュー化、短日・短時間労働等柔軟な雇用形態の適用、職務給の導入、評価基準の整備等）
- ② 能力開発：新しい職場・職務での就業、新たな知識や技能の習得等を容易にするための高年齢者をターゲットとした教育訓練、高年齢者による若年者への技能継承等能力開発に関する改善
- ③ 職場の環境改善：ミスの防止、ムダな動きをなくし効率的な働き方とするための見直し、疲労防止など、高年齢者の働きやすさを高めるための職場の環境改善
- ④ 健康管理・安全衛生、その他：高年齢者向けの健康管理・安全衛生管理・福利厚生等に関する改善、高年齢者や職場のモチベーション向上のための工夫その他の改善
- ⑤ 新職場、職務の創出：高年齢者雇用のための新たな職場や職務の創出

4 応募資格等

- (1) 原則として、「企業」又は「事業所」からの応募とする。
- (2) 応募時点において、労働関係法令に関し重大な違反がなく、かつ、その他の法令上または社会通念上、事例の普及及び表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。
- (3) 希望者全員が65歳まで働ける制度を導入し、高年齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、いきいきと働くことができる職場環境となる創意工夫がなされている企業等。
但し、高年齢者雇用安定法の経過措置として継続雇用制度の対象者の基準を設けている場合は、希望者全員が65歳まで働ける制度には該当しないことから、当コンテストの趣旨に鑑み、対象外とする。

5 応募要項

- (1) 指定の応募様式に記入又は入力の上、紙媒体又は電子媒体で提出する。また、写真、図、イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付する。
- (2) 応募様式は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）地域障害者職業センター雇用支援課（東京及び大阪においては支援業務課または窓口サービス課）（以下「各都道府県高齢・障害者雇用支援センター（注）」という。）において紙媒体又は電子媒体で配付す

る。また、機構のホームページからも入手可能とする。

(注) 本通達発出日時点において、各都道府県高齢・障害者雇用支援センターは組織規程の改正が予定されており、平成27年4月1日で都道府県支部高齢・障害者業務課（東京及び大阪においては高齢・障害者業務課又は高齢・障害者窓口サービス課）に名称変更される予定であり、組織規程改定後は、組織規程に定める名称に読み替えること（以下同じ）。

(3) 応募締切日

平成27年5月15日（金）

* 各都道府県高齢・障害者雇用支援センターから機構本部への提出締切は5月29日（金）
〈必着〉

(4) 提出先

各都道府県高齢・障害者雇用支援センターへ提出する。

6 審査及び賞

(1) 審査

応募のあった事例について、審査委員会を設置し、審査する。

審査は、都道府県審査及び機構本部審査とする。

① 都道府県審査

都道府県労働局、各都道府県高齢・障害者雇用支援センター等から構成される審査委員会において、応募事例の中から機構本部審査に上申する事例を選定する。

② 機構本部審査

厚生労働省本省、機構本部、学識者から構成される審査委員会において、①の都道府県審査により上申された事例を審査し、以下（2）の賞に係る対象事例を選定する。

(2) 賞

① 厚生労働大臣表彰

最優秀賞 1編

優秀賞 2編

特別賞 3編

② 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰

優秀賞 若干編

特別賞 若干編

7 その他

(1) 募集の周知

募集の周知は、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク及び機構において、募集要項等の配布や各種広報誌・ホームページ等への掲載、報道発表等により行う。

(2) 応募の勧奨

都道府県労働局、ハローワーク及び機構が連携し、事業主に対する応募の勧奨に努める。

(3) 入賞企業等の発表等

入賞企業等は、平成27年10月上旬を目処に厚生労働省及び機構において各報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ厚生労働省又は機構より通知する。また、同月中に表彰式を行う。

(4) 著作権等

応募した文書の著作権及び使用権は、主催者に帰属するものとし、応募事例は、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク及び機構による啓発活動において活用する。